消防庁告示第三十七号

及び第三十一条第四号の二の規定に基づき、スプリンクラー 設備等の送水口の基準を次のとおり定め 消防 法施行規則 (昭和三十六年自治省令第六号)第十四条第一項第六号へ、第三十条の三第四号ホ

平成十三年六月二十九日

る。

消防庁長官 中川 浩明

スプリンクラー 設備等の送水口の基準

第 一 趣 旨

び連結送水管の送水口の基準を定めるものとする。 条の三第四号ホ及び第三十一条第四号の二の規定に基づき、スプリンクラー設備、 この告示は、 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第十四条第一項第六号へ、 連結散水設備及 第三十

第二 構造及び機能

送水口の構造及び機能は、次に定めるところによる。

スに使用 に規定する呼称六十五の受け口に、 結合金具は、 する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令 (平成四年自治省令第二号) 差込式又はねじ式のものとし、その構造は、 ねじ式のものにあっては消防用ホース又は消防用吸管 差込式のものにあっては消防 に使用 第六条 用ホー

するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令 (平成四年自治省令第三号) 第六条に規定す

る呼称六十五の受け口に適合するものであること。

一 管との接続部は、 管と容易かつ確実に接続できるもので、かつ、その内径がホース接続口の呼

称以上であること。

ホース接続口には、 リフト式又はスイング式の逆止弁が内蔵されていること。

四 ホース接続口には、 容易に脱着でき、 かつ、経年変化をし難い保護キャップが設けられている

کے

五 双口形の送水口のホー ス接続口にあっては、 ホースの接続に支障がないような角度又は 問隔が

保持されていること。

六 差込式の結合金具を有する送水口にあっては、差し口とかん合及び離脱を行う場合に必要な力

か、百三十五ニュートン以下であること。

第三 材質

送水口の材質は、次に定めるところによる。

パッキン以外の部品又は部分の材料は、次のいずれかに適合するものであること。

() J S (工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日本工業規格

をいう。以下同じ。) H五一二〇、G五五〇一又はG五一二一

 \equiv に掲げるものと同一又は類似の試料採取 方法及び試験方法により化学的成分及び機械的

性 質が同一である又は類似しているもの

(三) |()||又は() に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するも の

さびの発生により機能に著しい影響を及ぼすおそれのある部分については、 有効 な防錆 処理 を

施したものであること。

三 パッキンの材料は、差込式の結合金具にあってはJISK六三八〇BCD四四八一に適合する

もの、 ねじ式の結合金具にあってはJISK六三八○BCD八四二三に適合するもの又はこれら

と同等以上の耐油性及び耐熱性を有するものであること。

第四 耐圧試験

送水口は、 差し口とかん合した状態において、三メガパスカルの水圧力を三分間加えた場合に、

き裂、 著しい変形、 漏水等が生じず、 かつ、かん合部から離脱しないものでなければならな

第五 漏水試験

送水口は、 差し口とかん合した状態において、二メガパスカル以下の任意の水圧力を加えた場合

に、かん合部から漏水しないものでなければならない。

第六 曲げ試験

送水口は、 固定された差し口とかん合した状態において、 二メガパスカルの水圧力を加え、 かん

合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を加えた場

合に、かん合部から離脱せず、 かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

M (N-mm) = 300N × 1·5 × (呼称× 15)

第七 等価管長

送水口は、 水により等価管長を測定した場合に、その値が三十八・三メートル以下でなければな

らない。

第八 表示

送水口には、 次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものと

する。

一 製造者名又は商標

二製造年

二 型式番号

附則

この告示は、平成十三年七月一日から施行する。